

平成29年度

事業計画書

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会
平成29年度 事業計画

I 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現は、私たちの切なる願いである。これまで、国や県の長期計画等に基づいて各種の施策が推進され、障害者福祉の向上が図られており、障害者に対する県民の理解と認識も次第に高まってきた。

しかし、歯止めのかからない少子高齢化や過疎化の影響などにより、地域では障害者や障害者を支える周囲の連帯、また、相互扶助の精神が低下するなど、障害者を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした中、平成26年1月に障害者権利条約が批准されるとともに、障害者差別解消法並びに改正障害者雇用促進法が昨年4月に施行されるなど、日常生活や雇用分野における障害を理由とした不当な差別解消に向け、大きな一歩が踏み出されたが、これからも引き続き障害者を取り巻く多様な問題の解消や支援制度の一層の充実を求めるとともに、私たち障害者を含めた一人ひとりの自発的な取り組みが進められることにより、住み慣れた地域で生きがいを持ち、自立した生活ができる共生社会の実現に向けた支援体制の充実を図っていかねばならない。

当法人は、障害者の権利の実現と尊厳の推進のため、こうした諸課題の解決に向けて、更なる組織強化と地域活動への積極的な参画を図るとともに、精力的に事業を展開するものである。

(事業推進の重点目標)

- 1 障害者支援施設秋田ワークセンターの利用者に対し、日常生活の介護や就労のための支援を行い、自立と社会参加を促進する。
- 2 障害者の地域生活を支援することを目的として、平成30年度オープンに向けた短期入所併設型障害者グループホームの建設等諸準備に取り組む。
- 3 障害者の自立更生の環境づくりに努めるとともに、社会参加の促進を図る。
- 4 市町村身体障害者協会の組織強化と活動の活性化を図り、地域福祉の推進に貢献する。
- 5 サービス管理責任者等の人材養成事業を推進し、障害者福祉の充実に寄与する。
- 6 身体障害者、知的障害者及び精神障害者を統合した事業の推進を図る。
- 7 社会福祉法改正の趣旨に基づき、社会福祉法人としての更なる責任と地域の福祉課題に取り組む。

Ⅱ 運営計画

当法人の運営のため、次の会議等を開催する。

- 1 正副会長会議（年5回）
- 2 評議員会（年2回）
- 3 理事会（年4回）
- 4 監査（年1回）

Ⅲ 事業計画

1 障害者支援施設秋田ワークセンターの経営

「障害者の尊厳と社会参加」を基本理念に、「個人の尊厳に基づく自立支援」の確立と、障害者自らが創る「自由でいきいきとした生活空間の創造」実現に向けて、利用者の立場に沿った充実した個別支援計画に基づく、障害福祉サービスの提供を行う。

【詳細は6頁以降に記載】

2 秋田ワークセンター相談支援事業所の経営

利用者がより豊かで満ち足りた人生が送れるように、利用者の要望やその有する能力及び適性に応じ、また、利用者の心身の状況や置かれている環境等に配慮して、充実した障害福祉サービスを受けられるように、きめ細やかな相談支援の提供を行う。

【詳細は15頁以降に記載】

3 社会参加の促進及び地域福祉の充実を図る事業の実施

(1) 市町村身体障害者協会長・事務担当者等会議の開催

当法人の主要事業の説明や市町村協会の活動についての情報交換を行う。

【6月、県内3地区】

(2) 会報「身障秋田」の発行

全会員等に、事業計画や予算・決算等の情報提供を行う。

【年2回】

(3) その他の事業

- ①身体障害者ジパング倶楽部に関する事務
- ②秋田県障害者スポーツ協会への協力

4 受託等事業の実施

(1) 障害者県地域生活支援事業

①日常生活支援事業

ア オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具を装着している方々に、装具の使用等について正しい知識を付与すると

ともに、社会生活に必要な基本的事項について相談に応ずることにより、社会復帰を推進する。

【県内4か所で開催】

イ 音声機能障害者発声訓練、発声訓練指導者養成事業

喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方々に、発声訓練を行うとともに、発声訓練に携わる指導者を養成する。

【県内3か所で週1回実施、指導者講習会への派遣】

ウ 車いす生活者社会生活行動訓練事業

車いす生活者で外出することが困難な方々や外出する機会が得られない方々に、その場を設け、併せて車いす操作等の訓練、指導を行うことにより、車いす生活者の社会参加を促進する。

【県北・中央・県南各地区1回開催】

エ 筋ジス者機能訓練事業

筋ジストロフィー症の方々に、社会生活上必要な知識の習得や意見、情報等の交換の場を設ける。

【年1回・訪問審査を開催】

②社会参加支援事業

ア 秋田県障害者社会参加推進センター運営事業

障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する。

- ・推進協議会の開催
- ・「秋田県障害者社会参加推進センター」ホームページの運営
- ・「障害者110番」の設置・運営

障害者の権利擁護にかかる相談等に対応するため、相談窓口を常設し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成し専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼し、障害者が抱える問題を解決し、障害者の福祉の増進を図る。

【月曜日から金曜日の9時から16時まで、時間外は留守電・FAX対応
偶数月第3火曜日の13時から15時まで弁護士相談】

イ 車いす使用者のためのレクリエーション開催事業

車いす常用者の体力増強、交流、余暇利用等に資することを目的に、各種のレクリエーション活動を行う。

【3事業実施】

ウ 軽スポーツレクリエーション開催事業

障害を持つ方々の社会参加、健康維持増進及び障害者の連携の和を広げ、低迷化しつつある障害者の地域活動の活性化に資する。

【10月、秋田市、卓球バレー・フライングデスク】

エ 指定居宅介護事業者情報提供事業

重度身体障害者が都道府県や指定都市間を移動する場合に、目的地で必要となるガイドヘルパーを確保できるよう、指定居宅介護事業所に関する情報を提供し、移動支援の充実を図る。

【秋田県ガイドセンターの常設】

オ 身体障害者更生相談事業

身体障害者更生相談員を設置し、各種相談に応じ、適切な指導や助言を行うことにより、身体障害者福祉の増進を図る。

【相談窓口の常設】

カ 身体障害者福祉活動推進事業

身体障害者のための地域生活支援事業等を企画、推進する福祉活動推進員を設置する。

キ 秋田県身体障害者福祉大会開催事業

身体障害者及び関係者が一堂に会し、障害者福祉への県民意識の高揚を図るとともに、功労者の表彰を行うことにより、身体障害者福祉の向上と住みよい地域社会づくりに寄与することを目的に開催する。

【7月、秋田県民会館】

ク 視覚障害者に関わる啓発・普及事業

視覚に障害のある方々への正しい知識、障害に対する理解を深めるため各種の事業を行う。

【あんま・鍼・灸の奉仕活動を実施】

(2) 第17回心いきいき芸術・文化祭開催事業

障害者が芸術・文化活動への参加を通して、障害者本人の生き甲斐や自信を創出し、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、障害者に対する県民の理解と認識を深めることを目的として実施する。

【11月、秋田拠点センターアルヴェ】

(3) サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修事業

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な

知識や技能を有するサービス管理責任者等を養成する。

【共通講義（1日）：12月、県庁第二庁舎】

【分野別講義及び演習（1分野2日間で5分野）：1～2月、県社会福祉会館】